

# 米国の気候変動開示

## カリフォルニア州の気候関連法、CARB が初期規則を承認

2026年3月更新

## CARB が初期規則を承認、SB-253 の報告期限を 8 月 10 日とし、適用範囲に関連する用語定義を明確化

### 本資料の概要

#### SB-261の執行停止

2025年12月、カリフォルニア州大気資源局（CARB）は、第9巡回区控訴裁判所で上訴が係属中である間、SB-261（気候関連リスク）の2026年1月1日の報告期限を執行しない旨の執行停止措置を発表しました。その結果、当面の間、SB261で求められているレポートの提出は任意となります。

#### 初期規則（適用範囲と手数料）の承認

2026年2月26日、CARBはカリフォルニア州の気候関連法であるSB-253（GHG排出量）およびSB-261（気候関連リスク）を実施するための初期規則を承認しました。これは2025年12月に公表され、2月9日までパブリックコメントを募集していた規則案を踏まえたものであり、2月26日の公聴会での採決により承認されました。承認された初期規則は規則案から大きな変更はありません。公聴会での主なポイントは以下の通りです。

- SB-253 の初回報告の期限延期を求めるコメントがあったが、2024年12月の執行通知により企業が誠実な努力を行っていれば罰則を科さないとされているため、期限の変更はしない
- 本規則により、保険会社に対するSB-261の適用除外がSB-253にも拡大された。これに合わせて、CARBはカリフォルニア州保険局への報告内容がSB-253と整合しているかを評価し、必要に応じて追加対応を実施するよう事務局長に指示
- CARBは、適用範囲の条件に使われている「収益」および「カリフォルニア州で事業を行う」という用語について、カリフォルニア州歳入税法の定義に従うという提案を承認
- 本規則に基づき、適用対象となる各企業に、報告書の提出件数にかかわらず年間一律の手数料が設定

#### 新しい詳細ガイド

この資料でAB-1305（カーボン・オフセット）を含む気候関連法の概要を確認頂けますが、詳細な内容については[詳細ガイド](#)（英文のみ）をご確認ください。

## 拠法令および適用範囲

- 米国企業 (米国以外の企業の米国子会社を含む):
  - 気候関連企業データ説明責任法 (SB-253), 気候関連財務リスク法 (SB-261), (SB-219 による改正後)
  - カリフォルニア州温室効果ガス報告および気候関連財務リスク開示初期規則
- 自主的炭素市場開示法 (AB-1305)

本資料では、分かりやすさのために「企業」を使っていますが、法律自体は以下の用語を使用しています: SB-253 では「報告主体」、SB-261 では「対象主体」、AB-1305 では「事業主体」および「主体」。

## 背景

2023年10月に、カリフォルニア州で以下の法律が承認されました。

- 気候関連企業データ説明責任法 (SB-253) : GHG 排出量の開示を義務付けています。
- 気候関連財務リスク法 (SB-261) : 気候関連の財務リスクおよびこのようなリスクを緩和し、これに適応するために取られた措置の開示を義務付けています。

上記の法律は2024年9月にSB-219によって改正され、カリフォルニア州衛生安全法規に追加されました。

2026年2月26日にCARBはこれらの法律の適用の基礎となる初期規則を承認しました。次のステップとして最終的な規則制定パッケージが策定され、審査および承認のために行政法局に提出される予定です。最終規則はカリフォルニア州規則集に編入されます。

- 自主的炭素市場開示法 (AB-1305) : 自主的なカーボン・オフセットおよび排出量削減に関する主張についての開示を義務付けています。

## 広範な適用範囲

### GHG 排出量と気候関連リスク

SB-253およびSB-261は、州内に物理的な拠点を有しているか否かに関わらず、カリフォルニア州で事業を行う上場・非上場の米国企業(およびその他の事業体)に適用されます。それぞれの適用範囲は4つの要素から構成されており、その一部は共通しています。

	SB-253 (GHG排出量)	SB-261 (気候関連リスク)
事業体の種類:	カリフォルニア州、米国のその他の州もしくはコロンビア特別区の法律、または米国議会制定法に基づいて設立されたパートナーシップ、法人、有限責任会社、またはその他の事業主体	
除外:	なし	保険会社
収益:	年間10億ドル超	年間5億ドル超
カリフォルニア州との関連:	カリフォルニア州で事業を行う	

SB-253とSB-261の適用範囲に関係する事項について以下のように定められています。

- 「収益」は、カリフォルニア州歳入税法による「総収入」に基づいており、以下の取引で実現した総額で構成されます。
  - 資産の売却または交換
  - サービスの提供
  - 内国歳入法に基づき、収益、利益または損失が認識される取引で、事業所得を生じさせる資産または資本の使用
- 「カリフォルニア州で事業を行う」は、カリフォルニア州歳入税法を参照しており、企業がカリフォルニア州内で金銭的利益を目的として何らかの取引に積極的に従事しており、かつ以下のいずれかに該当する場合、カリフォルニア州で事業を行っているものとみなされます。
  - カリフォルニア州法に基づいて設立されている、または同州に商業上の所在地を有している
  - カリフォルニア州での売上が **757,070** ドルを超える (金額は毎年更新)
- 免除対象となる事業体には、非営利団体や慈善団体、カリフォルニア州における事業活動がテレワーク従業員の存在のみである企業が含まれます。また、カリフォルニア州保険局の規制対象となっている企業、または他の州で保険事業を行う企業も免除対象に含まれます。つまり、**SB-261** の免除は **SB-253** にも拡大されます。なお、政府機関は、「事業体」に関する法律に基づいて設立されていないため、適用対象から除外されています。

CARBは上記の規則を承認する決議を修正し、カリフォルニア州保険局への報告が**SB-253**と整合しているかを評価し、必要に応じて追加対応を実施するよう事務局長に指示しました。

## カーボン・オフセット

AB-1305は、企業規模また米国企業か否かを問わず、カリフォルニア州において特定の活動を行う上場・非上場企業の双方に適用されます。対象となる活動は以下の通りです。

- カリフォルニア州内で自主的なカーボンオフセットのマーケティングまたは販売を行う事業主体

- カリフォルニア州内で事業を行う主体で、州内で販売される自主的なカーボンオフセットを購入または使用し、排出ネットゼロなど、一定の目標の達成を主張する主体
- カリフォルニア州内で事業を行う主体で、排出ネットゼロ、GHG 排出量の大幅削減など、州内で一定の目標の達成を主張する主体

## 既存のフレームワークを活用した開示

SB-253とSB-261の開示は、既存のフレームワークを活用しており、すでに気候リスク情報を開示している企業には追加の救済措置が設けられています。

	SB-253 (GHG排出量)	SB-261 (気候関連リスク)	AB-1305 (カーボン・オフセット)
<b>開示内容:</b>	スコープ1,2,3のGHG排出量	気候関連の財務リスクおよびリスクを緩和しこれに適応するために取られた措置	カーボン・オフセットのプロジェクトやプログラム、および行われた主張に関連するGHG排出量に関する詳細な開示
<b>フレームワーク:</b>	GHGプロトコル	気候関連財務情報開示タスクフォース (TCFD)	なし
<b>フレームワーク上の救済措置:</b>	なし	同等のフレームワークの適用を認める	適用なし
<b>報告上の救済措置:</b>	他目的で作成済の報告書の使用、親会社レベルでの報告を認める	親会社レベルでの報告を認める	なし
<b>罰則:</b>	未提出・提出遅延・その他の要件不履行に対し、年間最大500,000ドルの罰金	報告書の非公開・不適切または十分な報告に対し、年間最大50,000ドルの罰金	情報が利用不可・不正確な情報に対し、日次2,500ドルで最大500,000ドルの罰金

## GHG 排出量

SB-253は世界資源研究所(WRI)および持続可能な開発のための世界経済人会議(WBCSD)によって開発された「A Corporate Accounting and Reporting Standard」および「Corporate Value Chain(Scope 3) Accounting and Reporting Standard」を含むGHGプロトコルに従って、GHG排出量を報告することを求めています。GHGプロトコルについては[当社のハンドブック](#) (英文のみ) で解説しています。

CARBはSB-253に基づくスコープ1・2のGHG排出量を報告するテンプレート案を公表しました。このテンプレート案には、排出源別・ガス別などGHG排出量を詳細に報告にする具体的なデータ項目が含まれています。また、再生可能エネルギーへの投資など、GHG排出量を削減する取り組みを報告する選択肢も含まれています。このテンプレート案は2026年の報告に任意で使用することができます。

開示が親会社レベルで行われる場合、SB-253の適用対象となる子会社は、自ら個別の開示を行う必要はありません。CARBが公表したFAQでは、米国外の親会社が、適用範囲にある米国子会社に代わって必要な報告を含む連結レベルでの報告書を提出できることが明確にされています。

## 気候関連リスク

SB-261は、企業に対して2017年に公表されたTCFD、またはその後継機関の提言に基づく気候関連の財務リスク、およびそれらのリスクを緩和しこれに適応するために取られた措置を報告することを求めています。後継機関に関して、TCFDのモニタリング活動はIFRS財団に引き継がれており、同財団は国際サステナビリティ基準審議会（ISSB）の活動を統括しています。同法は、IFRS®サステナビリティ開示基準への準拠についても、認められる代替手段として具体的に言及しています。

CARBは、SB-261の対応を進めている企業向けに気候関連財務リスク開示のチェックリストを公表しました。この開示は、TCFDの2017年提言に基づいていますが、それよりも範囲が限定されており、以下の4つの要素で構成されています。

- **ガバナンス** - 気候関連の財務リスク(および機会)を特定・評価・管理するための体制
- **戦略** - 気候関連リスクおよび機会が、企業の事業活動・戦略・財務計画に与える実際の影響および潜在的な影響
- **リスク管理** - 企業が気候関連リスクをどのように特定・評価・管理しているか
- **指標と目標** - 関連する気候関連リスクおよび機会を、評価・管理するために用いられている指標および目標

機会も報告書に含まれます。GHG排出量は初回の報告から除外することができ、レジリエンスの開示には、定性的なシナリオに基づく正式な評価を含める必要はありません。企業がその他の項目を開示できない場合、その理由と将来的な開示に向けた計画の開示が求められます。

開示が親会社レベルで行われる場合、SB-261の適用範囲にある子会社は、独自に個別の開示を行う必要はありません。CARBが公表したFAQでは、米国以外の親会社が、適用範囲にある米国子会社に代わって必要な報告を含む連結レベルでの報告書を提出できることが明確にされています。

## GHG 排出量と気候関連リスクの報告に関する罰則

行政審問においてCARBが違反に対する罰則を科し、罰金を徴収します。罰則を科すにあたり、以下を含む関連するすべての状況が考慮されます。

- 企業の過去および現在の法律遵守の状況
- 企業が法律を遵守するために誠実な措置を講じたか否か、およびそれらの措置がいつ講じられたか

GHG排出量に関連して、合理的な根拠に基づき、かつ誠実に開示されたスコープ3のGHG排出量の開示に関する虚偽表示に対しては、罰則は科されません。さらに、2027年から2030年の間は、スコープ3の報告に関する罰則は、未提出の場合にのみ科されます。

2024年12月、CARBは2024年12月5日時点で以下の条件を満たす企業に対しては、初年度の不完全な報告について執行措置(罰則)を講じない旨の通知を発表しました。

- スコープ 1 および 2 の GHG 排出量に関連する情報を有していない企業、または
- スコープ 1 および 2 の GHG 排出量に関連するデータを収集していない企業

ただし、前会計年度の排出量報告に関連する全てのデータを保持するために、企業が誠実な努力を行っていることを条件としています。

## カーボン・オフセット

AB-1305はカリフォルニア州で販売またはマーケティングされている製品に関連する自主的な取り決め(カーボン・オフセット、オフセット・クレジット、リテール・オフセット等)に適用されます。その取決めは「その製品が大気中の温室効果ガス量の削減を表す、または本来排出されていたはずの温室効果ガスの排出を防止することに対応している」ことを示唆する主張を行っているものを指します。

AB-1305の3つの要件のいずれかに該当する企業は、詳細な開示が求められます。

対象企業	開示内容の概要
カリフォルニア州内で <b>自主的なカーボンオフセットのマーケティングまたは販売を行う企業</b>	カーボン・オフセット・プロジェクトの詳細、そのプロジェクトが完了しない場合または想定どおりの成果を達成できなかった場合の責任・対応措置、排出削減クレジットを第三者が独立して再現・検証するための関連データおよび計算方法
カリフォルニア州内で事業を行う企業で、州内で販売される <b>自主的なカーボンオフセットを購入または使用し、特定の主張をする企業</b>	各プロジェクトまたはプログラムに関する情報(例：オフセットを販売している事業者の名称、オフセット・プロジェクトの種類、独立した第三者による検証の有無)
カリフォルニア州内で事業を行う企業で、州内で <b>特定の主張をする企業</b>	主張に関連するGHG排出量に関する情報(例：主張が正確であるとどのように判断されたか、進捗状況がどのように測定されるか、独立した第三者による検証が行われているか)

報告義務違反に対する罰則は、カリフォルニア州民の名において、司法長官、または地方検事、郡の法務担当もしくは市の法務担当によって、管轄権を有する裁判所において提起される民事訴訟を通じて評価され・徴収されます。

## SB-253 の報告期限が確定、SB-261 の執行は停止

2025年12月1日、CARBは、第9巡回区控訴裁判所で上訴が係属中である間、SB-261（気候関連リスク）の2026年1月1日の報告期限を執行しない旨の執行停止措置を発表しました。その結果、当面の間、SB261で求められているレポートの提出は任意となります。

現在レポートの提出は任意ですが、企業が報告を円滑に行うために、企業が自社の正式なレターヘッドを用いた声明文および自社ウェブサイトに掲載している報告書のURLを提出できる公開ドキュメントが開設されました。これらの情報は一般に公開されています。

	SB-253 (GHG排出量)	SB-261 (気候関連リスク)	AB-1305 (カーボン・オフセット)
報告日:	<ul style="list-style-type: none"><li>スコープ 1, 2: 2026 年 8 月 10 日 (翌年以降は未定)</li><li>スコープ 3: 2027 年 (正確な日付は未定)</li></ul>	2026 年 1 月 1 日以前(ただし現在は執行停止中)	2024 年 1 月 1 日
報告頻度:	年次	二年に一度	最低でも年に1度
報告場所:	デジタルプラットフォーム	企業のウェブサイト	企業のウェブサイト

2026年にSB-253に基づいた報告を行う場合、企業は原則として会計年度2025年のデータを用いて報告を行います。ただし、会計年度末が1月1日から2月1日までの企業については、会計年度2026年のデータを用いて報告を行います。

SB-253 に基づく次年度以降の報告日を設定するにあたっては、CARB はサプライヤーからの情報取得などを含む、排出量データの受領に通常要する期間と、独立した保証業務を実施するための体制・対応能力の双方を考慮することが求められています (保証の必要性参照)。

企業が報告を求められているのと同時期に規則が最終化されている状況を踏まえ、企業が「誠実な対応」を行っている場合には罰則を科すことを求めない方針です (罰則参照)。

### 保証の必要性

GHG排出量に対する保証は段階的に導入され、スコープ1、2のGHG排出量に対する限定的保証から始まります。

	SB-253 (GHG排出量)	SB-261 (気候関連リスク)	AB-1305 (カーボン・オフセット)
保証:	<ul style="list-style-type: none"><li>スコープ 1,2: 2026 年から限定的保証、2030 年から合理的保証</li><li>スコープ 3: 未定</li></ul>	不要	不要

SB-253に基づく初年度の報告において、CARBは保証要件に関して執行裁量を行使します。企業はそのデータが保証されているかどうかに関わらず、CARBによる執行通知の日（2024年12月5日）時点で入手可能であった、または収集されていたデータに基づいて報告を行うことができます。

SB-253では、スコープ3排出量に対して保証を求めるかどうかについて、CARBが2027年1月1日までに決定することが指示されています。CARBがスコープ3排出量について保証が必要であると決定した場合、限定的保証の要件が2030年から適用されます。

SB-253では、保証業務の提供者は独立した第三者であること、また「GHG排出量の測定、分析、報告、またはそれらに対する保証の実施に関して十分な実務経験を有し、専門的基準ならびに適用される法令・規制要件に従って業務を遂行するために必要な十分な能力および体制を備えていること」が求められています。一方で、特定の保証基準の使用を義務付けていません。

CARBは、第三者である保証提供者の資格要件を2029年中に見直し、2030年1月1日までに要件の更新を実施することが求められています。

## KPMGのリソース

カリフォルニア州の気候関連法に関する最新情報の入手にあたっては以下をご確認ください。

- [All about California's climate laws](#)：この Webpage では CARB が継続的に実施しているワークショップの状況や SB-253 および SB-261 に関連する訴訟のニュース等の最新情報を適時に反映しています。
- 本資料：気候関連法の概要について定期的に更新しています(英語版)。
- [詳細ガイド](#)：より詳細な考察と分析が Q&A 形式で記載されています。

米国企業に影響与えると考えられるその他のサステナビリティ報告に関するニュースについては [kpmg.com/us/sustainabilityreporting](https://kpmg.com/us/sustainabilityreporting)にあるリソース集をご確認ください。

## KPMG US のお問合せ先

Julie Santoro  
Partner, Dept. of Professional Practice  
[jsantoro@kpmg.com](mailto:jsantoro@kpmg.com)

Christina Abbott  
Managing Director, Dept. of Professional Practice  
[cabbot@kpmg.com](mailto:cabbot@kpmg.com)

Yoshimitsu Sato 佐藤 善光  
Senior Manager, Dept. of Professional Practice  
[ysato4@kpmg.com](mailto:ysato4@kpmg.com)

Anita Chan  
Audit Partner  
[achan@kpmg.com](mailto:achan@kpmg.com)

この記事はKPMG LLPが2026年3月に発行した[HOT TOPIC - Climate in the US: California Climate laws advance as CARB approves initial regulation](#)をベースに作成したものです。翻訳と英語原文間に齟齬がある場合は、当該英語原文が優先するものとします。

本稿に関するご質問はKPMGの貴社担当チーム、あるいはUS Japanese Practice ([us-kpmg-jp@kpmg.com](mailto:us-kpmg-jp@kpmg.com))までご連絡ください。

Learn about us:



[kpmg.com](https://www.kpmg.com)

The information contained herein is of a general nature and is not intended to address the circumstances of any particular individual or entity. Although we endeavor to provide accurate and timely information, there can be no guarantee that such information is accurate as of the date it is received or that it will continue to be accurate in the future. No one should act upon such information without appropriate professional advice after a thorough examination of the particular situation.

© 2026 KPMG LLP, a Delaware limited liability partnership, and its subsidiaries are part of the KPMG global organization of independent member firms affiliated with KPMG International Limited, a private English company limited by guarantee. All rights reserved. USCS041784 The KPMG name and logo are trademarks used under license by the independent member firms of the KPMG global organization.

This publication contains copyright © material and trademarks of the IFRS® Foundation. All rights reserved. Reproduced by KPMG LLP with the permission of the IFRS Foundation. Reproduction and use rights are strictly limited. For more information about the IFRS Foundation and rights to use its material please visit [www.ifrs.org](http://www.ifrs.org).

Disclaimer: To the extent permitted by applicable law the IASB, the ISSB and the IFRS Foundation expressly disclaims all liability howsoever arising from this publication or any translation thereof whether in contract, tort or otherwise (including, but not limited to, liability for any negligent act or omission) to any person in respect of any claims or losses of any nature including direct, indirect, incidental or consequential loss, punitive damages, penalties or costs.

Information contained in this publication does not constitute advice and should not be substituted for the services of an appropriately qualified professional.

'ISSB™' is a Trade Mark and 'IFRS®' is a registered Trade Mark of the IFRS Foundation and they are used by KPMG LLP under licence subject to the terms and conditions contained therein. Please contact the IFRS Foundation for details of countries where its Trade Marks are in use and/or have been registered.